

平成30年3月30日
四国地方整備局

緊急確保航路等航路啓開計画の策定

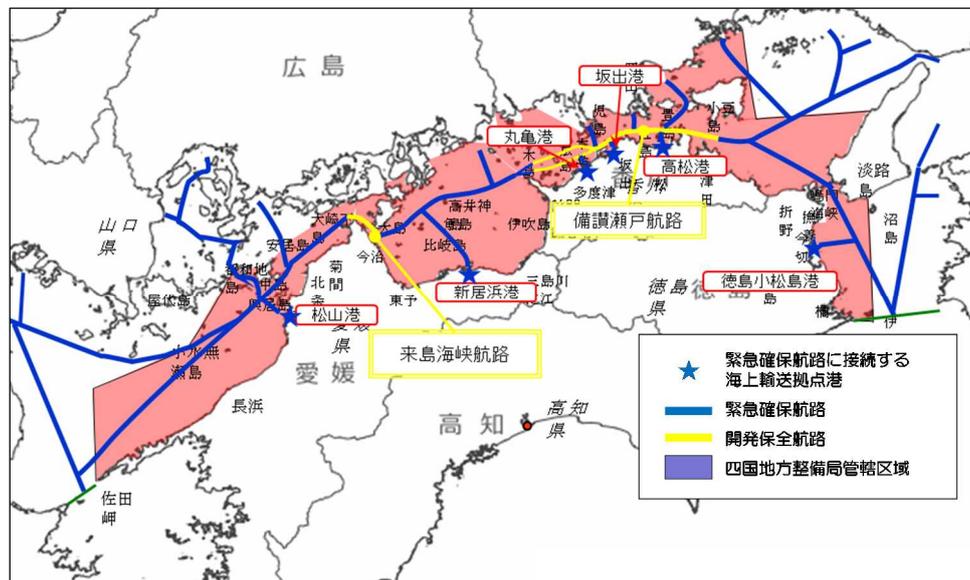
四国地方整備局は、平成30年3月30日に緊急確保航路を含む管轄海域を対象に「緊急確保航路等航路啓開計画」を策定しました。

瀬戸内海に係る緊急確保航路は、非常災害時に船舶の航行が困難となる恐れのある水域において、国が迅速に啓開作業を行うことができる航路として、東京湾、伊勢湾、大阪湾に係る緊急確保航路に続き、平成28年7月に追加指定されました。

本計画は、南海トラフ地震・津波等による非常災害時に緊急物資輸送船等、発災後の緊急的な利用に供する船舶が航行及び入出港可能となるよう、航路啓開作業の具体的な作業手順について取りまとめたものであり、3月19日に開催した「第10回 四国の港湾における地震・津波対策検討会議」を経て今回の策定に至りました。

本計画に基づいて、非常災害時には迅速な航路啓開作業が行われることで、四国地方への緊急支援物資の早期受入れが可能となります。

今後は、関係機関との情報共有や連携について検討を行うとともに、関係機関との協働した訓練等を通じて計画の実効性向上に努めて参ります。



瀬戸内海に係る緊急確保航路、開発保全航路（来島海峡航路、備讃瀬戸航路）及び緊急確保航路に接続する港湾

(参考) 「四国の港湾における地震・津波対策検討会議」の会議内容は、以下の URL より閲覧できます。

(四国地方整備局港湾空港部のホームページからリンクしています。)

URL : <http://www.pa.skr.mlit.go.jp/general/policy/jisintunami.html>

【問い合わせ先】◎主な問い合わせ
四国地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課長 西田 光昭
◎課長補佐 杉本 弘悦
TEL 087-811-8333 (直通)